
第 1 部 障がい者計画の基本的な考え方

障がい者計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成19(2007)年3月に本市の地域福祉を進めるための理念や仕組みをまとめた「鹿沼市地域福祉計画」を策定し、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で年齢や障がいの有無にかかわらず、安心して自立した生活を送ることができるよう、住民みんなで考え、一人ひとりの力を合わせ、支え合い・助け合う地域福祉社会を目指し推進してきました。

同時に、「かぬま障がい者計画」を策定し、地域における障がい者の生活支援を充実させる「ノーマライゼーション※理念の普及に努めてきましたが、依然として社会一般とは異なる生活をしている障がい者も多く存在しています。

障がい者福祉制度改革は、障がい者計画の根拠法である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の施行、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)の施行、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の施行など多岐にわたり、障がい者を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

本市では、障がい者が住み慣れた地域で、安心して充実した生活を送ることができるよう、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられる障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため本計画を策定します。

ノーマライゼーション※とは

障害の有無や加齢等に関係なく、誰もが住み慣れた地域で共に生活できる社会を実現しようという考え方。

2 計画の位置づけ

(1)本計画の位置づけ

かぬま障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定を義務付けられた法定計画であり、障害者総合支援法に基づく「鹿沼市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「鹿沼市障がい児福祉計画」の2つの計画とあわせ、障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

かぬま障がい者計画は、国の基本計画及び県の障害者計画を踏まえ、本市の障がい者のための総合的な施策を推進するための行政運営並びに障がい者対策に関わる団体などの取組の指針となるものです。

また、鹿沼市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、かぬま障がい者計画を上位計画と

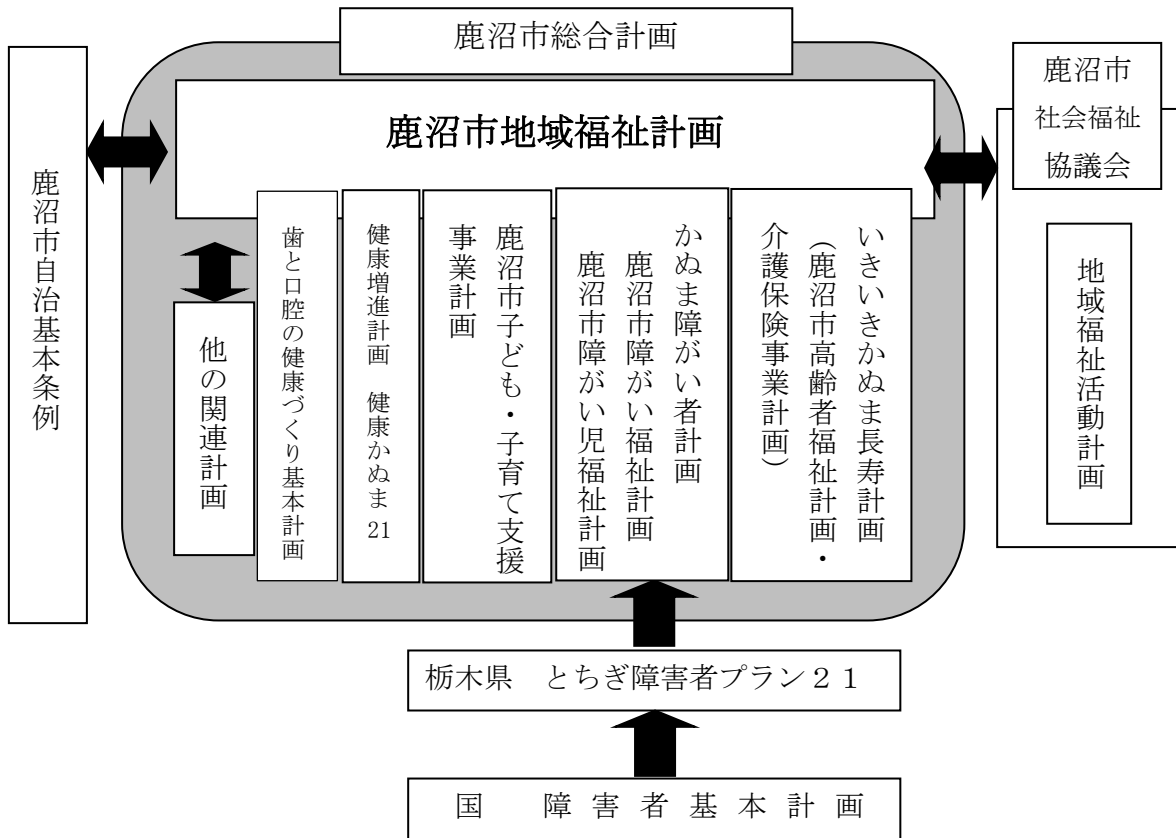
し、関係法令に基づく障がい児者の生活支援の提供体制を計画的に確保し、障がい福祉サービス等の実施計画として位置付けるものです。

(2)他計画との連携

本計画は、国の「障害者基本計画」、及び栃木県の「とちぎ障害者プラン21」に示された指針を基本に、本市の障がい者を取りまく状況に合わせて策定します。

地方自治法に基づく鹿沼市総合計画は、市町村行政運営の基本指針を定める計画であり、本計画の上位計画として位置付けられます。

また、「鹿沼市地域福祉計画」との調和整合性を図るとともに、市関連部門との調整を図ります。



3 計画の期間

かぬま障がい者計画(第6期)、鹿沼市障がい福祉計画(第7期)及び障がい児福祉計画(第3期)は、令和6(2024)年度を初年度に令和8(2026)年度を目標年度とする3か年計画として策定し、必要に応じて見直しを行うものとしします。

○計画期間

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
(第4期)	(第5期) かぬま障がい者計画			(第6期) かぬま障がい者計画		(第7期) かぬま障がい者計画			
(第5期)	(第6期) 鹿沼市障がい福祉計画			(第7期) 鹿沼市障がい福祉計画		(第8期) 鹿沼市障がい福祉計画			
(第1期)	(第2期) 鹿沼市障がい児福祉計画			(第3期) 鹿沼市障がい児福祉計画		(第4期) 鹿沼市障がい児福祉計画			

4 計画の対象者

(1)かぬま障がい者計画の対象者

かぬま障がい者計画は、障がい者福祉に関する施策を社会全体で推進していくことを目的としていることから、計画の対象者は全市民とします。

また、この計画でいう「障がい者」とは、障害者基本法第2条に定める「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいい、難病患者等で長期にわたり生活上の支障がある人を含みます。

(2)鹿沼市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の対象者

鹿沼市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の実施計画であるため、障がい児者及び障がい児者に係る行政・サービス提供事業者・障がい者関係団体・保健医療機関・NPO等の民間団体等が計画の対象です。

社会的障壁※とは

障害がある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5 計画の策定体制

本計画の策定は、以下の体制で行い、次の点に考慮した上で調査や計画の検討を行いました。

(1)障がい者の実態把握

本計画は、本市における障がい者の実態や利用者の意向を踏まえ、実現性の高い計画とするため、鹿沼市地域自立支援協議会の各部会での検討や、障がい者本人や家族等、また障害福祉サービスを提供する法人に対してアンケート調査を実施しました。

(2)関係機関等との連携

本計画の障がい者施策に関係する障がい者団体、事業所等及び関連する行政機関との調整を図りました。

(3)計画策定委員会の設置(鹿沼市地域自立支援協議会)

計画の策定にあたり、障がい者団体、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・福祉関係者、民生委員・児童委員及び関係行政機関等により構成する鹿沼市地域自立支援協議会を「かぬま障がい者計画・鹿沼市障がい福祉計画・鹿沼市障がい児福祉計画策定委員会」として位置付け、事務局(障がい福祉課)と連携を図り策定の検討を進めてきました。